

扶養者をなくされた学生へのたすけあい奨学制度

# 大学生協学業継続奨学金応募のご案内

一般財団法人全国大学生協連奨学財団

大学生協学業継続奨学制度は、扶養者（主たる家計支持者）が死亡されたことによって、家計がいちじるしく困難になり、学業の継続に支障をきたした学生および院生等に対して、少しでも安心して勉学にはげめるよう緊急の経済援助をおこなっております。そしてその財源の多くが、同世代の学生、院生、高専生の皆様の寄付によって支えられている「たすけあい制度」です。

## 大学生協学業継続奨学金の内容

給付金額はポイント制による審査の上、10万円とします。給付は、一括給付です。ただし、扶養者が死亡してから卒業までの期間が5か月未満の場合は、1か月につき2万円の割合で給付します。（返済は不要です）

## 応募資格

1. 応募資格は以下の2項のいずれかに該当し、扶養者が死亡したため、学業継続が経済的に著しく困難であること。
  - (1) 全国大学生協連に加入する会員生協のある大学・高等専門学校等に在籍している学生、院生及び高専生。  
ただし、留学生は大学生協組合員に限る。  
※ 該当の大学・高等専門学校などは、大学生協奨学財団のホームページに掲載していますのでご確認ください。
  - (2) 全国大学生協連に加入する会員生協の組合員である学生、院生、高専生、高校生、専門学校生、専修学校生。
2. 扶養者死亡後原則として6か月以内の応募であること。
3. 扶養者死亡時点で学籍がない場合（応募資格1.の(2)の場合は、大学生協の組合員でない場合）は、応募できないものとする。

## 応募の仕方と支給審査

1. 応募用紙を大学生協奨学財団まで提出してください。（このご案内に添付されています）
  2. 応募用紙にて資格審査をさせていただきます。
  3. 資格審査を通過した場合、必要な提出書類についてご案内させていただきます。提出された書類に基づき支給審査をさせていただきます。
  4. 学業継続奨学金の支払いは原則として支給審査確定から10営業日以内に本人指定の銀行口座に振り込みます。
- ※応募用紙、審査書類は返却いたしません。

## 応募の期限

扶養者が亡くなられてから原則として6か月以内に提出してください。期限を過ぎると受理できませんのでご注意ください。

## 応募用紙の送付先

送り先：〒166-8532 東京都杉並区和田3-30-22 全国大学生協連奨学財団

## 問い合わせ先

大学生協学業継続奨学制度・事務局

TEL：03-5307-1126 Mail：zaidan.jimu@univ.coop  
電話受付時間：平日10:00～16:00（土日祝休業）

## 審査について

応募用紙に基づいて資格審査をおこない、審査通過者に所得証明書、在学証明書等の必要書類を提出していただきます。提出された書類によって支給審査をさせていただきます。

- 本人の就学状況（大学学費）、住居状況（自宅通学、下宿通学の別）、扶養者及び扶養者の配偶者の所得、兄弟姉妹の在学状況、障害のある方の有無、などが審査のポイント対象です。
- 資格審査の結果は、応募用紙で指定された送付先にお知らせします。
- 支給審査では、指定する証明書類をそろえて、指定の期日までに返送していただきます。  
※ 必要な提出書類は後日、ご案内させていただきます。
- 証明書類により、応募用紙の記入事項と書類の照合、払い込み先の確認を行います。  
※ 大学生協学業継続奨学制度に応募をされる方が非常に多いのですが、寄付等財源の関係で、給付に制限があります。支給審査基準に基づいて審査を行い、支給対象者を決定させていただいております。給付対象の条件は、厳しいことをあらかじめご了承ください。

## 応募の無効

次の場合、学業継続奨学金の応募について無効となります。（再応募はできません）

- (1) 応募用紙が当財団に到着後、1年を経過しても審査に必要な書類が揃わない場合
- (2) 応募後に学籍がなくなり、6か月を経た場合
- (3) 本人が辞退した場合

## 応募用紙記入の注意

### I. 本人の状況

- 記載欄に従って、氏名・大学名・入学年・生年月日・住所・連絡先・授業料等をご記入ください。
- 授業料は、施設費・入学金は含めません。

### II. 家族の状況（生計を共にする方全員について記入してください）

- ・ 続柄は、学生本人との関係を記入してください。（母、祖母、兄など）
- ・ 身体障害者手帳、養護手帳を交付されている方は、**A** 欄に記入してください。
- ・ 小中高大学、専門学校等に丸をつけて、学校名を記入してください。予備校も記入してください。

### III. 所得の状況

- ・ 亡くなられた扶養者と扶養者の配偶者の前年度の所得金額。（配偶者がいらっしゃらない場合は扶養者のみ）
- ・ 総収入、支払い金額ではありません。（給与所得の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です）  
所得がない場合は、非課税証明を後日提出していただきます。
- ・ 給与所得、営業所得、年金等各所得ごとに記入してください。

#### ● なお、以下の場合に後日その証明書類を提出していただく場合があります

- ◇ 相続放棄をした場合、自己破産手続きをした場合
- ◇ 両親が離婚している場合
- ◇ 両親死亡となった場合の本人および兄弟姉妹の住居状況
- ◇ その他

### IV. その他、特別な事情のある方は、内容を記入してください（応募用紙の裏面）

- ◇ 応募用紙の裏面にご記入いただいた内容の取扱い
  - ・ 裏面の記入は、審査に必須ではありませんが、審査の際の参考にさせていただきます。
  - ・ なお、今回の申請が給付対象となった場合に、応募用紙の裏面にご記入いただいた内容について、この制度の維持・普及のために、広報誌などへ掲載にご協力をお願いしたいと存じます。  
掲載にご協力いただける方は、裏面の下欄の「掲載してもよい」に○を記してください。（応募用紙の表面の情報は、大学名以外は掲載いたしません）

#### ◇ 個人情報の取扱い

応募用紙に記載された個人情報は、大学生協学業継続奨学金の審査・支給業務及び制度推進を目的に利用します。また、ご自身が所属する大学の生協に、氏名、学年、給付の有無、給付金額について提供いたします。大学生協奨学財団ホームページの個人情報保護方針をご参照ください。

大学生協奨学財団ホームページもご参照ください

<https://www.univcoop.or.jp/syogakuzaidan/index.html>



大学生協学業継続奨学制度にご応募される皆様へ

## 大学生協学業継続奨学制度(たすけあい奨学制度) 応募用紙ダウンロードについてのご案内

大学生協学業継続奨学制度に郵送でご応募される方は、こちらをお読みいただいた上で、「大学生協学業継続奨学制度応募用紙」に必要事項を記入し、全国大学生協連奨学財団まで送付してください。

### 1. 「大学生協学業継続奨学制度応募のご案内」をご覧ください。

・応募資格や応募方法などが記載してあります。応募対象にならない場合がありますので、応募資格をよくご覧ください。また、寄付等財源の関係で給付には制限があります。応募用紙などに基づいて審査のうえ、給付者を決定していますので、ご注意ください。

### 2. 応募用紙をダウンロードします。印刷する際の規格等はつぎのものをご使用ください。

(1) 大きさ：日本工業規格A4（拡大・縮小はできません）

(2) 紙 色：表裏とも白色（印字は黒色をお願いします）

(3) 紙 質：一般的なコピー用紙と同等のもの（感熱紙及びロール紙は利用できません）

※PDFファイルを表示、印刷するには、アドビシステムズ株式会社が無償配布している Adobe Reader が必要です。お持ちでない方は、アドビシステムズ株式会社のサイトから Adobe Reader をダウンロードし、インストールしてからご利用ください。

### 3. 応募用紙の記入に関するご案内

・応募用紙記入の注意をよく読んで、項目ごとにご記入ください。  
・黒または青字で記入してください。（鉛筆やフリクションボールは使用しないでください）  
・「IVその他、特別な事情のある方は、内容を記入してください」は、審査の際の参考にさせていただきますので、可能な範囲でご自身やご家庭のご事情を記載してください。

### 4. 応募用紙の郵送に関するご案内

・お手持ちの縦型・定型サイズの封筒に、ダウンロード・印刷した「宛名ラベル」部分を切り取り、封筒の左端に合わせて貼り付けてください。この「宛名ラベル」を使用した場合の郵送料は無料です。

# ● 大学生協学業継続奨学金応募用紙 ●

私は、扶養者の死亡により学業を継続するうえで経済的に支障をきたしています。個人情報の取扱い(応募用紙記入の注意の末尾)を承認のうえ、応募いたします。

申請日 年 月 日

※ 死亡された扶養者の氏名と続柄およびその月日を記入してください。

扶養者の氏名		死亡日	年 月 日
続柄	父・母・その他( )		

## I. (扶養者死亡時の) 本人の状況

ふりがな				大学(大学院・高専・高校)	
氏名	印			学部・学科・専攻	
				年入学 — 年3月卒業予定	
年 月 日生( ) 歳		該当に○ 大学生協組合員・非組合員 / 留学生の場合 私費・国費			
現住所	〒				
電話	携帯電話	自宅			※日中連絡がつく電話番号を記載
E-mail					※電話連絡が取れない場合使用させていただきます
授業料	年額	万円(国立・公立・私立)			
身体障害の有無	あり・なし				

## II. (扶養者死亡時の) 家族の状況

扶養者	住所	〒					
	電話	携帯電話	自宅			※日中連絡がつく電話番号を記載	
	E-mail					※学生ご本人に連絡が取れない場合使用させていただきます	
(生計を共にする) 家族の状況	就学者以外	続柄	氏名	年齢	A 勤務先または職業 身体障害者手帳または養・療育手帳をお持ちの場合記載		
	就学者(本人以外)	続柄	氏名	年齢	学校名	学年	通学別
					(小学校・中学校・高校) (大学・専門・高専生)		自宅 自宅外
					(小学校・中学校・高校) (大学・専門・高専生)		自宅 自宅外

## III. (扶養者が死亡された年の前年の) 所得の状況

所得合計	続柄	給与所得	年金所得	不動産所得	事業所得	その他所得
万円	父	万円	万円	万円	万円	万円
	母	万円	万円	万円	万円	万円

(注) 総収入、支払い金額ではありません。

裏面にもご記入ください →

IV. その他、特別な事情のある方は、内容を記入してください


この面 IV. に記載した内容の広報誌などへ匿名での掲載について

- ①掲載してもよい ②そのままコピーで可 ③活字にしてなら可 ④掲載しては困る

参考としてお聞きします

- ①今後の家計の年取はどの位になりますか ( )万円  
②ご本人のアルバイト収入 月( )万円  
③奨学金の有無(なし・あり → その名称( ) 月額( )円  
④授業料免除予定の有無(なし・あり → 全額 / 年 万円減額)  
⑤この制度をどのようにして知りましたか  
A) 大学生協の案内で B) 学生総合共済の書類に同封された案内を見て C) 家族に聞いて  
D) 大学の学生支援課等の案内で E) 大学生協のポスター等を見て F) 大学生協奨学財団のHPを見て  
G) 大学生協奨学財団のポスターを見て H) その他 ( )

今後の審査関係書類送付先を○でご指定ください

- ①本人住所 ②本人 E-mail ③扶養者住所 ④扶養者 E-mail  
⑤その他住所 ( 〒 )

※①③⑤の住所をご指定の場合……必要書類は郵送での提出となります。  
※②④の E-mailをご指定の場合……必要書類は添付データでの提出となります。



料金受取人払郵便

166-8790

定型郵便物



差出有効期間  
2023年9月  
30日まで  
(切手不要)

東京都杉並区和田 3-30-22

大学生協杉並会館

全国大学生協連

奨学財団事業部 行



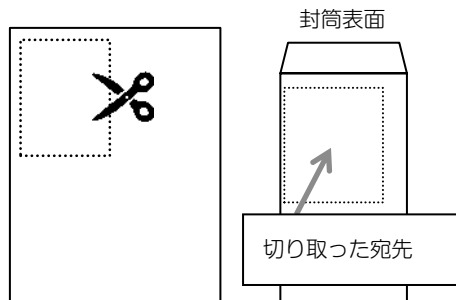
**奨学財団専用**

「共済金関係書類は入れないでください」

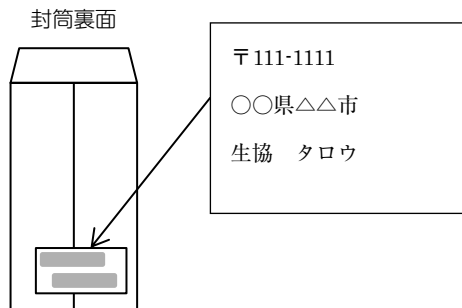
✂ この線で切り取ってください

## ご郵送の手順について

1. **縦型・定型サイズ**の封筒をご用意ください。  
本紙左の「宛名」部分を切り取り、  
封筒の左端に合わせて貼り付けてください。



2. 封筒裏面には、差出人の住所・氏名をご記入  
ください。



3. 封筒に、ご記入いただいた大学生協学業継続  
奨学金応募用紙を入れて切手を貼らずに  
投函してください。

